

J R 東海労申第 1 4 号  
2 0 2 3 年 2 月 2 0 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 賃金誤支払い（過払い）に関する申し入れ

2 0 2 3 年 2 月 9 日、幹鉄事人事課から（株）ニッケイライフセキュリティへ出向中の組合員に対して、賃金誤支払いがあったと電話連絡があった。その内容は「2 0 2 2 年 5 月の給与で、5, 8 1 4 円多く支払われていたため来月の給与で戻入する」というものであった。また、2 0 2 3 年 2 月 1 0 日、幹鉄事人事課から（株）スリーエス（相模女子大グリーンホール）へ出向中の組合員に対しても賃金誤支払いの電話連絡があった。その内容は「2 0 2 2 年 5 月から 2 0 2 3 年 1 月までの給与で、3 1 9, 9 2 9 円の過払いがあった。原因は事務統括センターの担当が変わって入力ミスがあった。過払いは割増賃金の、夜勤手当、超過勤務手当、出向特別措置である」というものであった。また、戻入方法について 3 通りの方法が提案されたというものであった。またもや、賃金誤支払いが発生したことはあってはならない事象である。

出向者の賃金誤支払いについてはこれまでも多く発生し、その都度団体交渉の申し入れをしてきたが、貴側は窓口回答に終始し、「担当者の入力ミス」としか答えていない。こうした姿勢が賃金誤支払いを繰り返していると言わざるを得ない。

従って、以下について申し入れるので早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答をすること。

### 記

1. 両組合員に対して、改めて勤務実績表等を使用して文書で詳細について本人に通知すること。
2. スリーエスへの出向組合員に対して、過払いについては各割増賃金の金額しか説明されておらず、正確な金額であるのか確信が持てない。したがって、それぞれの金額算定の根拠となる数値を明らかにすること。
  - （1）出向特別措置について、誤支払いの根拠や詳細を明らかにすること。
  - （2）超過勤務手当について、誤支払いの根拠や詳細を明らかにすること。

- (3) 夜勤手当について誤支払いの根拠や詳細を明らかにすること。
3. 両名に対する賃金誤支払いが判明した経過について詳細に明らかにすること。
  4. 両名に対する賃金誤支払いが発生した原因について詳細に明らかにすること。
  5. 全出向者の賃金支払いについて誤支払いがなかったか、早急に確認すること。
  6. 賃金誤支払いを防ぐための万全な対策を明らかにすること。

以 上